

■平成22年7月1日以降の福祉医療費助成制度

Table with 5 columns: 制度, 対象(※1), 所得制限基準, 一部負担金(※3), 平成23年6月30日までの経過措置(※4). Rows include 老人医療, 乳幼児等医療, 障害者医療, 母子(父子)家庭等医療, 高齢障害者医療.

- (※1) 各制度において、その他の要件あり。詳しくは問合せを
(※2) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します
(※3) 老人医療費助成制度を除く一部負担金は、同一医療機関につき1カ月の金額です
(※4) 制度改正により、平成21年7月1日から所得制限基準が変更になりました。この変更に伴い、現行の所得制限を満たさないが、改正前の所得制限を満たす人は、23年6月30日まで経過措置として助成対象としています。老人医療の経過措置は市独自のものです。ただし、23年7月1からは助成対象外となります
(※5) 受給者証が交付されるのは、後期高齢者医療制度の被保険者のみです

福祉医療費助成制度のお知らせ
対象者に新受給者証を送付



市は、「福祉医療費助成制度」として、老人、乳幼児等、障害者、母子(父子)家庭等、高齢障害者の各医療費の一部を助成しています。左表参照。
このたび、6月30日以前から受給資格があった人のうち、7月1日以降も引き続き受給できる人に新しい受給者証を6月末に送付します。また、受給できなくなった人に資格停止通知を送付します。
改正法令等の施行に伴い、老人医療の受給者証については来月3月にも更新の予定ですので有効期間は来年3月31日までです。
問合せは医療年金グループ(0798・35・3131)へ。

がまだの人は医療年金グループへ問合せを。なお、平成22年1月1日現在、他市に住居登録をしていた人は、その市区町村が発行する22年度課税(所得)証明書が必要です
乳幼児等医療費助成制度
一部負担金なしの対象を拡充
平成22年7月1日から乳幼児等医療費助成制度を拡充し、中
学3年生までの入院・外来医療費の一部負担金がなくなります(所得制限は変更なし)。6月末に送付する新しい受給者証には「一部負担金0円」と記載されています。
また、0歳の子については受給者証の郵送申請ができるようになります。申請書等は本市で出生届をする際に配布しています。他市で出生届をする人などで申請書の送付を希望する場合は、医療年金グループへ問合せを。

在日外国人学校就学補助金

●7月1日から受付●

Table with 2 columns: 教育委員会は、「在日外国人学校就学補助金」の申請を7月1日から受け付けます。申請は9月30日までに学事・学校改革グループ(0798・35・3817)へ。
※基準所得: 2人家族399万8000円、3人家族486万6000円、4人家族557万8000円、5人家族684万6000円など

市立小・中学校等の就学奨励金
申請はお早めに

教育委員会は、市立小・中学校および県立芦屋国際中等教育学校の就学奨励金(平成22年度分)の申請を受け付けています。対象は経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者です。
申請月からの支給になりますので、申請がまだの人はお早めに学校を通じて手続きしてください。詳しくは各学校にある申請書または市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「くらす西宮」の中の「教育」をご覧ください。
問合せは学事・学校改革グループ(0798・35・3851)へ。

候補者の推薦を

長年の功績を表彰します
市は、「技能功労者表彰」、「中小企業従業員表彰」の候補者の推薦を受け付けます。
技能功労者表彰は、優れた技能をもって社会に貢献した人をたたえ、技能者の社会的地位や技能水準の向上を目的として行うものです。
候補者がいる団体などは所定の用紙を7月9日(必着)までに勤労福祉課(〒662-0091松原町2-37 ☎0798・32・7123)へ持参か郵送を。所定の用紙は同課で配布するほか、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「くらす西宮」の中の「労働」からダウンロードできます。
【候補者の要件】次の要件をすべて満たしている人▽市内在住・在勤者▽極めて優れた技能をもち、他の技能者の模範である▽55歳以上で同一職種の経験が25年以上あり、中小企業に従事している(当該経験に基づく技能の大部分を大企業や官公庁で得た人を除く)▽現在もその職に従事し、指導的立場である▽各業種団体(事務所を含む)または西宮商工会議所の推薦を得られるか、市長が特に推薦する人である▽過去にこの表彰を受けたことがない

中小企業従業員表彰

中小企業従業員表彰は、市内